

徳島県外国人介護人材受入促進事業に係るQ&A

徳島県外国人介護人材受入促進事業について、想定される問い合わせと回答をまとめましたので、申請にあたっての参考としてください。

(1) 外国人介護人材獲得強化事業について

Q 1 : 同一法人が、高齢者施設と障害者施設の両方で外国人材を受け入れるため、海外現地での採用活動を合同で行った。この場合、長寿いきがい課と障がい福祉課の両方に補助金の申請をすることは可能か。

A 1 : 申請は可能ですが、同一の経費を二重に請求することはできません。渡航費や説明会開催費などの共通経費については、採用予定人数や対象施設数などの合理的な基準に基づき「按分」した上で、それぞれの課に申請してください。

Q 2 : 長寿いきがい課と障がい福祉課の両方に申請する場合、補助金の上限額はどうか。

A 2 : 原則として、両課への申請額を合算して「1法人等当たり50万円」が上限となります。

Q 3 : 補助対象期間はいつからいつまでか。

A 3 : 交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から翌年2月末日までに経費の支払いまで全て終了するものとします。

なお、補助対象機関であっても、支払証拠書類（領収書等）がそろっていない場合には、補助金の交付はできませんのでご了承ください。

Q 4 : 複数の都道府県に施設を運営している法人が、徳島県内の施設と他県の施設のために合同で海外現地の採用活動を行った場合、経費の申請はどうか。

A 4 : 申請は可能ですが、他県の施設に係る経費分を徳島県に請求することはできません。渡航費や説明会の会場費など、複数の都道府県の施設にまたがる共通経費については、採用予定人数や対象施設数などの合理的な基準に基づき「按分」し、徳島県内の施設（事業所）に係る経費分のみを徳島県に申請してください。

なお、他都道府県においても同種の補助金を申請する場合は、二重請求とならないよう十分ご注意ください。

Q 5 : 事前協議に申請したら必ず補助の対象となるのか。

A 5 : 事前協議に申請したからといって必ず補助対象になるとは限りません。

予算に限りがあるため、申請件数や提出書類を審査の上、補助対象となる法人を決定します。

Q 6 : 補助基準額は50万円とあるが、1法人当たりの金額になるのか。

A 6 : 1法人当たり50万円の補助基準額となります。

Q 7 : 事前協議の申請ができる対象施設等はどこになるのか。

A 7 : 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービス、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2に規定する障害児通所支援又は児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援を行っている、外国人介護人材の受入れが可能な施設等が対象となります。

Q 8 : 徳島県に事業所はあるが、法人所在地が他都道府県にある場合は、対象となるのか。

A 8 : 徳島県内の事業所で採用するための活動である場合は、対象となります。

Q 9 : 日本国内での外国人介護人材採用に係る取組は、対象となるのか。

A 9 : 対象となりません。海外現地での外国人介護人材採用に係る取組が対象です。

Q 10 : 今回の補助金を活用した場合、必ず採用につなげなければならないのか。

採用できなければ補助金は出ないのか。

A 10 : 採用計画に基づき、現地で活動をした結果として、採用に繋がらなかった場合は、その理由等も含めて報告をお願いします。

その後の経過をおたずねする場合がございますので、ご注意ください。

Q 11 : 現地の生活・文化風習等の事前調査として、現地の施設を見学するといった内容は対象になるのか。

A 11 : 一般的に観光場所として訪問されるような場所は、対象となりません。

Q 12 : 外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業者に支払う手数料は、補助対象となるのか。

A 12 : 対象となりません。

Q 13 : 監理団体に対して支払う監理費や、登録支援機関に対して支払う支援委託手数料は補助対象となるのか。

A 13 : 対象となりません。

Q14：施設職員が現地の外国人介護人材の獲得のため、海外滞在先に在住している法人の職員の給料は、対象となるのか。

A14：施設職員が現地に行かれた際に発生する給料は、対象となりません。
現地の外国人介護人材の獲得を強化するため、法人の職員を臨時職員等として雇用した場合等、本事業に従事することによって生じる給料は、対象となります。

Q15：職員手当について、法人の旅費規定において規約がある場合、対象として良いか。

A15：明確に法人において海外出張にかかる手当支給の規定がある場合のみ対象とします。
海外滞在先に伴って、別途支払われる諸手当は対象として構いませんが、その手当に旅費等が入る場合、実費分を補助金対象経費として申請する場合など、重複する経費にかかるものを対象とすることは不可です。

Q16：食糧費とは、どういうものが対象となりますか。

A16：会議の際に提供するお茶等が、対象となります。

Q17：現地に訪問するツアーを頼んだ場合、その際の企画にかかる経費（手続きに係る手数料等）は、対象となりますか。

A17：対象となりません。

Q18：海外現地での飲食代（朝食、昼食等）や日本国内の空港での飲食代は対象となるのか。

A18：対象となりません。
宿泊費の中に飲食代が含まれる場合は、該当金額を除くようお願いします。

Q19：現地の関係者との関係構築等を含む会食やカフェでの打合せに係る経費は対象となるのか。

A19：対象となりません。

Q20：海外現地での取組において、宿泊費の上限はあるのか。

A20：国家公務員等の旅費支給規程（令和6年12月20日号外財務省令第70号）別表2 二 外国（職務の級が十級以下の者）の金額を上限とします。

（HP）<https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50000040045>

なお、補助対象となるのは「実際の宿泊にかかった実費」と「上限額」を比較して、低い方の金額となります。（定額支給ではありません。）

Q21：渡航費用等、一旦渡航者本人が立て替え、後で法人から支払いを行った場合の支払い証明書はどうしたらよいか。

A21：渡航者本人が立て替えた場合は、渡航者が現地で支払った証明書と法人が渡航者に支払った証明書を併せてご提出ください。

Q22：空港や駅に車で行く際の駐車場代は、対象となりますか。

A22：対象となりません。

Q23：空港までの国内移動にかかる費用は、対象となりますか。

A23：対象となります。ただし、現地を訪問するにあたり、空港までの国内移動費については、その必要性を説明の上、安価な経路を優先してください。

Q24：ビジネスクラスの料金は、対象となりますか。

A24：ビジネスクラスの利用自体は、法人として判断いただいて構いませんが、補助金の対象は、当該便の最下級の旅客運賃（エコノミークラス）となります。ビジネスクラスを利用した場合は、当該便の最下級の旅客運賃（エコノミークラス）の根拠資料を提示の上、エコノミークラスの金額で申請してください。

Q25：現地の言語で書かれた領収書等を根拠資料としてよいか。

A25：現地の言語で書かれた領収書の場合は、日本語に翻訳したものを併せてご提出ください。

また、支払時の為替レート（日本円）がわかる書類を併せてご提出ください。

Q26：支払った根拠資料について、クレジットカードで支払ったため領収書がない場合は銀行の振込依頼書で良いか。

A26：クレジットカード会社が発行する「利用明細書（またはWeb明細の画面印刷）」と共に、引き落としが確認できる口座の写し等をご提供ください。

Q27：現地で領収書をもらえなかったため、支払い証明書類の提出ができない場合はどうしたらよいか。

A27：支払い証明書類が提出できない場合は、経費として認められません。

Q28：現地で活動した実績の根拠資料は、どのようなものを提出すればよいか。

A28：例えば、説明会を開催した場合、チラシやポスター、参加人数等の説明会の実績、大学を訪問等した場合、訪問先の情報、会議等の参加者や実施場所が記された物（内容までは必要ありません）、現地訪問先での写真等が想定されます。現地を訪問した際のおくまで例となりますので、適宜ご相談ください。

Q29：補助対象経費は、明確に分かれている必要があるか。

A29：申請の際、それぞれの費用がどの補助対象経費（「外国人介護人材獲得強化事業」または「外国人介護人材定着促進事業」）に該当するか明確に分ける必要があります。なお、それぞれの補助対象経費について、申請時には見積書等、実績報告時には領収書等の提出をお願いします。

（2）外国人介護人材定着促進事業について

Q1：事前協議に申請したら必ず補助の対象となるのか。

A1：事前協議に申請したからといって必ず補助対象になるとは限りません。予算に限りがあるため、申請件数や提出書類を審査の上、補助対象となる事業者を決定します。

Q2：補助基準額は30万円とあるが、

1 法人当たりの金額なのか？ 1 施設等当たりの金額なのか？

A2：1 施設等当たり30万円の補助基準額となります。

Q3：事前協議の申請ができる対象施設等はどこになるのか。

A3：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービス、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2に規定する障害児通所支援又は児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援を行っている、外国人介護人材の受入れが可能な施設等が対象となります。

Q4：徳島県に事業所はあるが、法人所在地が他都道府県にある場合は、対象となるのか。

A4：徳島県内の事業所の受入環境を整備する場合は、対象となります。

Q5：法人本部が一括して外国人介護職員への取組をしているが、施設ごとの経費をどのように計上したらよいか。

A5：外国人介護職員の受入人数に応じて、経費を按分する等の対応をお願いします。

Q6：技能実習生向けの取組は、補助対象となるか。

A6：取組の対象となる外国人介護職員について、在留資格は問いません。したがって、技能実習生向けの取組も補助対象となります。

Q 7 : 今後、雇用予定の外国人介護職員に対する取組も対象となるか。

A 7 : 対象となります。ただし、雇用予定であることを証明する書類を提出いただく必要があります。

Q 8 : 外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業者に支払う手数料は補助対象か。

A 8 : 対象となりません。

Q 9 : 技能実習生を受け入れるため、監理団体に対して支払う監理費や、特定技能外国人を受け入れるため、登録支援機関に対して支払う支援委託手数料は補助対象か。

A 9 : 対象となりません。監理費や支援委託手数料等の技能実習生や特定技能を受け入れる際の義務的経費は、対象外です。

Q10 : 補助金交付決定を受けた後に、申請内容から取組を変更することは可能か。

A10 : 取組内容の変更は、原則、受け付けておりません。ただし、やむを得ず変更する必要がある場合には、県障がい福祉課事業者支援担当までご連絡ください。

Q11 : 外国人介護人材の活躍に資するツール等を導入した後の運営費は、補助対象か。

A11 : 対象となりません。

Q12 : 外国人介護職員の日本語学習について、zoom や skype を活用したオンラインによる学習も補助対象となるのか。

A12 : 対象となります。

Q13 : 事業者が支払った日本語能力試験（JLPT や NAT-TEST）の受験料や会場までの旅費は、補助対象か。

A13 : 対象となります。

Q14 : 日本語能力試験等に付き添いとして同行する日本人職員の旅費は補助対象となるのか。

A14 : 対象となりません。

Q15 : 事業者が支払った介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修の受講料や教材費は、補助対象となるのか。

A15 : 介護福祉士の資格取得を前提としたものであれば、対象となります。

Q16：事業者が支払った技能実習評価試験の受験料や会場までの旅費は、補助対象となるのか。

A16：対象となりません。技能実習評価試験の受験は、制度上規定されているものであり、その受験料は、外国人介護職員が介護福祉士資格の取得を目指すか否かに関わらず、発生する経費のためです。

Q17：自転車や家電（電子レンジ・洗濯機等）の購入、外国人介護職員が居住するアパートの賃借料、光熱水道費は、補助対象となるのか。

A17：外国人介護職員の生活に必要な備品の購入や光熱水道費等の継続的に発生する経費は、対象となりません。

Q18：外国人介護職員に対するメンタルケアなどを目的に、県外への旅行を実施する際の経費は、補助対象となるのか。

A18：対象となりません。旅行を実施する際の経費で、補助対象となるのは、メンタルケアや文化に触れることなどを目的とした、県内への旅行を実施する際に支払った経費に限ります。

Q19：補助対象経費に給料等が含まれているが、外国人介護職員の人件費も対象か。

A19：対象となりません。施設の介護職員の人件費で補助対象となるのは、通常支払われる給料とは別に、外国人介護職員の生活面のサポート（メンタルケア等）を行い、それに係る人件費を施設から職員に支払った場合に限りです。

Q20：補助対象経費は、明確に分かれている必要があるか。（再掲）

A20：申請の際、それぞれの費用がどの補助対象経費（「外国人介護人材獲得強化事業」または「外国人介護人材定着促進事業」）に該当するか明確に分ける必要があります。なお、それぞれの補助対象経費について、申請時には見積書等、実績報告時には領収書等の提出をお願いします。

Q21：交付決定のあった日の属する年度の3月31日に支出した経費も補助対象となるか。

A21：対象となります。3月31日までに、事業者の費用負担（支出）が終了することが補助金支給の条件になります。